## 備考

平成23年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

| 危機管理部       | 危機管理課            | 危機管理部 | 危機管理・防災課   |
|-------------|------------------|-------|------------|
| 危機管理部       | 地震・防災課           | 危機管理部 | 南海地震対策課    |
| 健康政策部 健康政策部 | 医療薬務課<br>医師確保推進課 | 健康政策部 | 医療政策・医師確保課 |
| 農業振興部       | 産地づくり課           | 農業振興部 | 産地・流通支援課   |
| 農業振興部       | 流通支援課            | 農業振興部 | 地域農業推進課    |